

安全規定：アーチャーの安全マナー

すべての会員（選手・役員）・愛好者は、アーチェリーは使用方法によっては大変危険な道具となりうることを理解し、日頃から事故防止と安全確保に努めましょう。

私たちは、競技スポーツとしてのアーチェリーを通じて、相手を誠実に思いやり、尊敬し、真剣に競技して、よきアスリート・心豊かな人間になることを目指します。

(公社) 全日本アーチェリー連盟

第1章 使用弓具の危険性と使用に当たっての責務

アーチェリーは古来から狩猟用として発生し、武器として発達してきました。

現在の用具は非常に精工に強力に作られていて、発射された矢のスピードは時速200Kmを超え、数mm厚の鉄板を打ち抜くと言われていいます。

私たちは、このような威力（危険性）を備えた用具を使用してアーチェリーを楽しんでいます。

弓具は現在では日本国内では利用上も保管上も、法的な認可（免許制度）や制限を全く受けない飛び道具（過去は武器）です。アーチェリーはこれを使用する競技スポーツです。したがって、これを使用する者には、必然的に重い社会的責務が課せられているものという自覚と認識が全会員・全愛好者に求められます。

第2章 弓具の保管・管理

第1節 いかなる状況かでも、弓具の保管・管理は自らの責任で慎重におこなう。

第2節 部外者が勝手に持ち出し、また使用できるような管理はしない。

第3節 他人の弓具に勝手に触らない。

第3章 弓具の整備・点検

第1節 正しく調整された用具を使用すること。

第2節 使用する前後には、矢の本数を必ず確認して抜き忘れなどないようにする。

第3節 弓具の置忘れに注意する。

第4章 施設の安全管理

第1節 発射した矢が的からそれでも外部に飛び出さないような施設を使用する。

第2節 審判員や射場管理者は、的方向やその後方、周囲に人が侵入するのを防ぐこと。

第5章 行射上の安全確保

第1節 決められた場所からの的へ向かって行射すること。

第2節 外部へ矢が飛び出す可能性のある射ち方をしないこと。矢が的から外れたらその原因が分かるまで次の行射はしない。

第3節 体調の悪い時は行射をしない。

第4節 危険と思われる行射があれば、お互いに指導・警告し合って安全を確保する。

第5節 弦が引っ掛かるような服装はしない。

第6節 シューティングライン上以外では弓を引かない。素引きであっても的に向かっておこなう。

第7節 的を外れた矢は審判員や射場管理者に報告し、必ず回収する。

第8節 フィールドコースでは的を外れた矢を回収している時は他の選手にわかるように的前に弓を立てかけて置く。

第9節 矢を抜く時は後方に人がいないことを確認してからおこなう。

第6章 競技者のマナー

第1節 練習中・競技中でもアルコールは飲まない。

第2節 練習中・競技中は、弓具を安全な状態に保ち、混雑により弓具が倒れたりしないように努める。

第3節 周囲の選手の動きを考慮して、お互いに安全に注意し行射をおこなう。

第4節 行射している選手の周囲で、動き回ったり・騒いだり・真後ろに立ったり・話しかけたりしない。

第5節 行射している者の前方または前側方に立たない、立たせない。立ち入らない、立ち入らせない。

第6節 紛失した矢は、必ずその日のうちに搜索・回収をすること。

すべてのアーチャーがこの「安全規定：マナー」を守り事故防止・安全確保を心がければ、アーチェリーはより安全で楽しい競技になるものと信じます。

しかし、競技会や練習場においてこれを無視し、他者の迷惑になることをするアーチャーがいた場合は、懲戒という意味で、運営責任者・管理者より一定期間の競技会出場停止、あるいは施設への立ち入り禁止等の厳しい措置を検討していただきたい。

これは、多くのアーチャーが「安全規定：マナー」を守って競技や練習に臨んでいるからです。正しい行動を取るアーチャーの利益を守るという観点から、審判員・競技役員・射場管理者等の指導的な立場にある方は、この問題に取り組んでください。

アーチェリーはゴルフと同様に、採点は基本的に自己申告であり、審判員が立ち会わなくても競技は成立します。これは、アーチャーの一人ひとりが「競技規則」と「安全規定：マナー」を守り、誠実にプレーしているから可能なことです。

これに加えて、本連盟の定める「理念・行動指針」を十分理解の上、全てのアーチャーがより安全にアーチェリーを楽しめるよう願っております。